

矢巾町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月29日	<p>1 一般国道4号「盛岡南道路」の早期事業化に関する要望について 一般国道46号盛岡西バイパスは、盛岡都市圏にとって南に位置する本町と県都盛岡市を結ぶ、重要な放射道路として位置づけられています。</p> <p>一方、本町の北西、県都盛岡市境には、北東北の物流の集積地である岩手流通センター、JR盛岡貨物ターミナル、盛岡市中央卸売市場が存在し、盛岡広域都市圏の物流の拠点となっており、県内外から多くの物流が集積し、多くの雇用を創出しているところです。</p> <p>また、高度医療施設の位置付けがある岩手医科大学附属病院が令和元年9月に開院し、北東北圏域に高度医療施設の提供を開始しているところです。</p> <p>現在の盛岡西バイパスは、一般国道46号を介して一般国道4号へアクセスしている状況であります。本町と盛岡市境にある物流拠点の流通センターへのアクセス、さらには岩手医科大学附属病院へのアクセスを考慮した一般国道4号までの「盛岡南道路」の早期事業化について要望いたします。</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、一般国道4号の盛岡南IC入口交差点以南の混雑緩和や県内医療の中枢を担う岩手医科大学附属病院及び矢巾スマートインターチェンジへのアクセス向上が必要と考えていることから、令和3年6月17日に行った令和4年度政府予算提言・要望のほか、令和4年1月31日に一般国道4号「盛岡南道路」の早期事業化について国に要望したところです。</p> <p>令和4年2月25日には、国より一般国道4号「盛岡南道路」の令和4年度予算に向けた新規事業採択時評価手続きの着手について公表があったところです。</p> <p>引き続き貴町等と連携し、一般国道4号「盛岡南道路」の早期事業化について国に働きかけていきます。(B)</p>	盛岡広域振興局	土木部	B:1
7月29日	<p>2 矢巾スマートインターチェンジアクセス道路の整備に関する要望について</p> <p>矢巾町は、県都盛岡市に隣接し、滝沢市と2市1町の広域都市圏を形成し、各市町ともにコンパクトなまちづくりを推進しているところでもあります。</p> <p>矢巾町が、地方創生を進めていくためには、本町の持つ豊かな地域資源と併せ、近隣都市との交流人口、物流の連携を拡大し地域を活性化していく必要があり、平成30年3月に供用開始した矢巾スマートICは本町にとって多様な利活用が可能なゲートウェイとなるものと考えております。</p> <p>物流拠点である岩手流通センターなどへのアクセスや岩手医科大学附属病院へアクセスする町道に関しては現在も整備を進めておりますが、整備延長や橋梁の架け替えなど大規模な事業が多くあり、社会資本整備総合交付金の予算確保が必須であることから、国への働きかけをしていただきますよう要望いたします。</p>	<p>平成30年3月に開通した矢巾スマートインターチェンジについては、既存の高速道路の利便性を高め、県民の安全で安心な暮らしを守り、活力ある地域社会の形成を図るための施設として期待されており、その利便性を高めるアクセス道路についても早期整備が望まれていることから、今後も貴町と連携を図りながら、様々な機会を捉えて、必要な予算の確保を国に働きかけていきます。(B)</p>	盛岡広域振興局	土木部	B:1

7月29日	<p>3 基幹河川改修事業の整備促進に関する要望について</p> <p>本町を縦横断する一級河川岩崎川、太田川、芋沢川の基幹河川は、平成4年度に基幹河川改修事業として国の事業認可を受け、以降、令和元年度末には事業費ベースで79.1%の進捗率で河川改修事業が進められております。</p> <p>県都盛岡市と隣接する本町は、近年、人口集積が進んでおり、町立小中学校、県立高等学校、県立産業技術短期大学校等、教育施設の整備が進んでいるほか、矢幅駅周辺には大型ショッピングセンターや住宅地が形成され、中心市街地として整備が進んでおります。また、県内医療施設の中核である岩手医科大学の総合移転事業において、令和元年9月に附属病院施設が開院され、雨水流出量が今後も増大することが想定されております。</p> <p>平成25年8月9日の大雨・洪水を受け、岩崎川に関しては平成26年度から一級河川岩崎川床上浸水対策特別緊急事業として着手していただき、県道不動盛岡線までの区間がほぼ完了しております。しかしながら、太田川、芋沢川につきましては過去に何度となく河川の氾濫による越流や河川施設に被害を受け、住宅地の浸水や農地への被害が発生し、住民生活に支障をきたしております。</p> <p>このことから、町民の生命と財産を守り、安全・安心なまちづくりを進めるため、基幹河川改修事業の整備促進を図られますよう要望いたします。</p>	<p>岩崎川は、床上浸水対策特別緊急事業により北上川合流点から不動盛岡線までの区間の河川改修が概成し、本年度は、水防活動の拠点となる河川防災ステーションの整備を推進し令和4年度の完成を予定しているところです。</p> <p>太田川については、平成29年度から広域河川改修事業を推進しており、本年度まずは、前年度に引続き平成25年の氾濫の原因となりました堰を7月までにすべて撤去したところです。</p> <p>芋沢川は、太田川の整備に引続き広域河川改修事業により実施する予定です。平成25年に浸水被害のあった薬師神社付近については、氾濫の原因となりました堰の改修を平成29年度から進め昨年度完成したところです。また、順次河川改修計画を策定することとしております。</p> <p>このほかにも、太田川の改修区間の上流域において、洪水時の氾濫を防止するため、前年度に引続き立ち木伐採、河道掘削を行い、さらには岩崎川上流区間において、平成25年8月に氾濫被害のありました煙山地区河川改修を推進するなど治水安全度の向上に努めているところです。</p> <p>今後、貴町をはじめ関係機関との調整を図りながら、早期の整備に取り組みます。(A)</p>	盛岡広域振興局	土木部	A:1
7月29日	<p>4 県道矢巾西安庭線未整備区間の整備に関する要望について</p> <p>本路線は、主要地方道盛岡和賀線や盛岡南インターチェンジ、平成30年3月に供用開始した矢巾スマートインターチェンジから雫石町へアクセスする重要な幹線道路であり、地域には南昌台団地や盛岡市の湯沢団地があることから住民の通勤通学のために利用している生活道路でもあります。</p> <p>しかしながら、約150mの一部区間において片側の歩道がいまだに未改良であり、歩行者等はその前後において車道を横断せざるを得ない状況となり非常に危険であることと、降雨時には側溝が未整備であることから雨水排水機能が確保されていない状況にあり、何度となく県道路管理者に暫定的に修繕していただいているところであります。</p> <p>つきましては、児童生徒の通学路としての安全な通行を確保するため歩道を整備するとともに、大雨などによる隣接する宅地や農地への浸水を防ぐため、未改良区間の早期整備を要望いたします。</p>	<p>御要望の区間については、令和2年度から雨水排水機能の確保を含めた歩道整備事業に着手し、令和3年度は用地補償を行っており、引き続き整備を推進していきます。(A)</p>	盛岡広域振興局	土木部	A:1

7月29日	<p>5 徳田橋架け替え早期完成に関する要望について</p> <p>一般県道大ヶ生徳田線は、一般国道4号と一般国道396号を連絡する主要幹線道路であるとともに、盛岡広域都市圏の南東部や紫波町から北上川を渡河し、盛岡市中心部や矢巾町への相互連携を図るために重要な役割を担う路線となっております。</p> <p>徳田橋につきましては、昭和37年に架橋され、幅員5.5mと狭隘で老朽化による損傷も著しく、近年では周辺市街地の整備による交通量が増加傾向にあることもあり、国道4号から徳田橋へ向かうアプローチ区間については、平成23年度からは岩手県による徳田橋架け替え事業が着手され、本年徳田橋上部工工事に着手されるということは、地元としてもとても喜ばしいことであり大変感謝しております。</p> <p>徳田橋は近隣市町村との連携をはじめ、岩手医科大学附属病院への命の道としてのネットワークの強化に重要な役割を担うものであることから、早期完成について特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>現在の徳田橋は老朽化が著しく、橋梁部及びその前後の区間は幅員狭小で、大型車の円滑な交通に支障をきたしています。</p> <p>また、岩手医科大学附属病院等が矢巾町に移転したことに伴い、交通アクセスの利便性向上を図る必要があることから、平成23年度に橋梁架替事業に着手し、令和3年度は、全ての下部工が完成しました。引き続き上部工工事を進め、令和5年度内の供用開始を目指し、整備推進に努めていきます。(A)</p>	盛岡広域振興局	土木部	A:1
7月29日	<p>6 北上川堤防未築堤箇所早期整備に関する要望について</p> <p>紫波町に近接する土橋地区の一部区間において、約500mが堤防の未整備区間となっており、平成19年の豪雨、平成25年の大雨・洪水の際には堤外水位が道路・農地を冠水し宅地に隣接するところまで迫ってくるといふ被害が約5年毎に繰り返して生じており、その度に近隣住民は不安を抱え生活している現状にあります。</p> <p>つきましては、住民の生命と財産を守り、安全・安心な生活のために、早期に堤防整備推進について国への働きかけをしていただきますよう要望いたします。</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部（紫波町～奥州市）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤区間等の整備を重点的に実施しており、「土橋地区」については、洪水被害の状況や他地区の整備状況を総合的に勘案しつつ、対応を検討すると聞いています。</p> <p>なお、北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し一層の整備促進を働きかけていきます。(B)</p>	盛岡広域振興局	土木部	B:1
7月29日	<p>7 一般県道矢巾停車場線の自転車・歩行者空間の整備に関する要望について</p> <p>一般県道矢巾停車場線は矢幅駅と国道4号を連結する町内でも最も重要な幹線道路であり、令和元年9月に岩手医科大学附属病院が開院したことから自転車・歩行者が増加しております。現時点においても自転車・歩行者が接触する事故等が発生している状況であり、更には冬期間の安全・安心な歩行空間を確保する必要が高まってきていること、また、緊急輸送道路である国道4号と三次救急医療機関を連絡する重要な県道であり、地震時などによる電柱の倒壊も懸念されることから電線共同溝の整備による無電柱化を図っていただくよう、次の3点について要望いたします。</p> <p>記</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自転車・歩行者の接触を避けるため、自転車走行空間の整備 ○医療機関等とのアクセス路線となることから融雪設備の整備 ○防災減災の観点から、無電柱化を推進する電線共同溝の整備 	<p>御要望の区間については、令和3年度から電線共同溝事業に着手し、電線共同溝工事及び融雪設備予備設計を行っており、引き続き整備を推進してまいります。(A:2)</p> <p>また、県では、令和3年3月に「岩手県自転車活用推進計画」を策定し、自転車通行空間等の整備を推進することとしており、御要望の区間についても、周辺の交通需要や道路利用状況等を見極めながら、自転車通行空間の整備を検討してまいります。(B:1)</p>	盛岡広域振興局	土木部	A:2、 B:1

7月29日	<p>8 県営住宅の整備に関する要望について</p> <p>矢巾町では現在、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者、高齢者及び子どもを育成する家庭などへ、低廉な家賃で11団地242戸の町営住宅を整備しています。</p> <p>昨今、岩手医科大学及び同附属病院の移転などにより交流人口も増加しており、様々な世代からの住宅需要が多くなってきている中、市街化区域内での未利用地の減少や市街化調整区域における法規制など、「矢巾町に住みたい」という声に応えることができない状況となっております。</p> <p>このことから、安定した居住環境を提供できるよう住宅セーフティネットとしての機能を確保するため、本町に県営住宅の整備を要望いたします。</p>	<p>県営住宅については、低額所得者のためのセーフティネットとして、これまで整備を進めてきたところであり、さらには、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県住宅マスタープラン（岩手県住生活基本計画）に位置付けた岩手県公営住宅等長寿命化計画に基づき、適切な手法を選択し将来の事業費の平準化を図りながら、長寿命化に資する更新、改修を行っているところです。</p> <p>また、新規の整備については、岩手県住宅マスタープランの考え方に基づき、市町村が整備することが適切であると考えていますが、広域的な課題に対応が必要な場合、県は、今後の人口及び世帯数の動向や低額所得者の多様な住宅事情を把握している市町村と調整を図りながら、整備手法を含む検討が必要と考えています。</p> <p>県では、昨年度から、岩手県住宅マスタープラン及び岩手県公営住宅等長寿命化計画の見直し作業を進めており、国が定める住生活基本計画（全国計画）が今年3月に改訂されたことを踏まえ、いわて県民計画（2019～2028）に掲げる施策の推進を図ることとしています。</p> <p>貴町での県営住宅の新規の整備の実施については、必要性の検討のため、貴町の住宅事情について共有させていただきます。（C）</p>	盛岡広域振興局	土木部	C：1
7月29日	<p>9 国民健康保険における保険料水準の統一化に向けた取り組みに関する要望について</p> <p>岩手県では市町村間の医療費、所得水準の差異が大きいため、当面は保険料水準の統一は行わないこととしておりますが、厚生労働省が示す「国民健康保険における納付金および標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」においては、将来的に都道府県での保険料率の統一を目指し、都道府県内で提供される医療サービスの均質化や医療費適正化の取り組みが求められております。また、同一県内で転居等した際の保険料の変動理由もわかりにくく、住民負担の「見える化」からも保険料水準の統一が求められます。</p> <p>すでに国保運営方針に保険料水準の統一を盛り込んでいる都道府県もあることから、都道府県の先進・優良事例について全国展開を図るとともに、都道府県内の保険料水準の統一化の早期実現に向けた取り組みについて要望いたします。</p> <p>また、子育て支援の観点から、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入に向けた検討について、国へ働きかけていただきますよう要望いたします。</p>	<p>保険料水準の統一に向けた方針については、県と市町村が連携して策定した第2期岩手県国民健康保険運営方針において、同じ所得水準・世帯構成であれば、同じ保険料水準となることを将来のあるべき姿とするが、各市町村の事業運営や各被保険者に賦課される保険料に影響を及ぼすものであることから、まず、第2期運営方針期間中に、統一の定義や保険料水準の統一による影響及び課題等について、検証、協議を行うこととしています。（B）</p> <p>子どもに係る均等割保険料については、国において、令和4年度から未就学児の均等割を5割軽減する措置を導入することとされましたが、子育て世代の保険料を重くしている実態があることから、子育て支援や医療保険制度間の公平性確保の観点から、軽減対象年齢及び軽減額を拡充するよう国に要望しています。（A）</p>	盛岡広域振興局	保健福祉環境部	A：1、 B：1

7月29日	<p>10 子どもの医療費助成の対象年齢拡大及び現物給付化に関する要望について</p> <p>深刻な少子化の進行により、将来の危機的な人口減が危惧される中で、子育て世帯への直接的な経済支援は大変重要であり、その施策のひとつとして子ども医療費助成制度が実施されております。</p> <p>全国の市区町村においては、国や都道府県による支援が不十分なことから、子育て世帯に対する経済的負担の軽減につながる医療費助成について、単独で対象年齢の拡大や所得制限の撤廃、現物給付化を実施しておりますが市町村間における対応について格差が生じております。</p> <p>本町においても、医療費の自己負担軽減、所得制限の撤廃を単独で行っておりますが、住民からは給付内容の拡大や現物給付化等、さらなる制度の充実が望まれております。</p> <p>つきましては、下記の1及び2については国へ働きかけをしていたいただき、3については、県において実施して下さるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 医療費助成制度の実施 2 国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止 3 医療費助成制度の拡充（財政支援の拡充、助成対象を18歳までに拡大するとともに現物給付化の実施）</p>	<p>1及び2について</p> <p>子どもの医療費助成は、各市町村の政策的判断の下、単独事業として拡充されてきていますが、県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、県の政府予算提言・要望において、子ども医療費助成の全国一律化と、地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止について継続して要望してきたところであります。また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も様々な機会を通じて国に対する働きかけを行ってまいります。（A）</p> <p>3について</p> <p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、助成対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、現物給付の対象を順次拡大し、令和2年8月から中学生まで拡大したところです。</p> <p>県が医療費助成の対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。（C）</p> <p>現物給付の対象拡大については、新たに国庫負担金等の減額調整措置が発生するなどの課題があることに加え、中学生までの拡大に際しても、県内全市町村が中学生までの医療費助成を開始したことを契機としたように、これまで全県一律で導入してきた経緯があり、高校生の医療費助成を実施していない市町村がある状況において全県で現物給付を拡大した場合、サービス水準等の面で市町村間に格差が生じる等の影響も懸念されることから、高校生への現物給付の拡大は慎重に検討すべきと考えています。（C）</p>	盛岡広域振興局	保健福祉環境部	A：2、 C：2
7月29日	<p>11 介護保険制度等での高齢難聴者補聴器購入又は貸与制度の創設に関する要望について</p> <p>加齢に伴う難聴は、日常生活や認知機能等に影響を及ぼす高齢者特有の健康障害の一つであり、根本的な治療法がないことから、医師の診察・指導のもとで適正な補聴器を使用することになります。高齢者が難聴が原因でフレイルなどの虚弱状態に陥り、要介護状態になる可能性が危惧されます。</p> <p>補聴器の支給や補聴器購入費助成などの支援については、身体障害者手帳をお持ちの方が、障がい福祉制度を利用して購入する制度などがありますが、加齢に伴う難聴への公的補聴器購入助成制度は現状難しい状態であることから、健康保持増進のための補聴器購入又は貸与の介護保険制度等での創設について、国に働きかけていただくよう要望いたします。</p>	<p>加齢による聴力の低下は、高齢者が閉じこもる要因の一つと考えられており、閉じこもりによって社会活動が不活発となり、認知症の発症をはじめとした要支援・要介護状態に陥ることが懸念されることから、加齢性難聴者に対する適切な配慮や支援が行われることが介護予防にも資するものと認識しています。</p> <p>特に認知症との関係については、国の認知症施策推進大綱において、難聴が認知症の危険因子の一つに挙げられており、難聴と認知症の発症の因果関係やメカニズム、難聴の補正による認知症予防の効果については、国において研究が進められているところであり、県としては、国の研究成果やそれを踏まえた補聴器購入に対する補助制度の創設等に係る動向を注視してまいります。</p>	盛岡広域振興局	保健福祉環境部	C：1

7月29日	<p>12 障害者の地域生活支援事業実施のための財源確保に関する要望について</p> <p>過去5年間の地域生活支援事業費等補助金の充足率は、国及び県補助ともに平均して5割に届かず、必須事業分も満たしていない状況です。</p> <p>本町では必須事業のほか、任意事業として日中一時支援や巡回支援専門員整備を実施しています。障害者及び障害児の日中活動の場の確保や、家族等の支援者に対する支援ニーズは年々高まっており、継続的かつ充実した事業の実施が求められています。</p> <p>つきましては、障害者及び障害児が安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて本事業を実施するため、必要な財源を確保いただきたく、国へ働きかけていただくよう要望いたします。</p>	<p>県においては、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、十分な財政措置について、令和4年度政府予算提言・要望において要望を行ったところです。また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も機会を捉えて国へ要望していきます。</p>	盛岡広域振興局	保健福祉環境部	B:1
7月29日	<p>13 中小企業者・小規模企業者等への補償保険制度の創設に関する要望について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、いまだ経営状況が厳しい事業者に対し、昨年度に引き続き今年度も国や県による新たな支援策を実施しているところです。</p> <p>このように感染症の影響で感染者の発生等予せぬ事業の自粛や中断があるなかで、今後のポストコロナ時代を見据え、商工業者、特に飲食店に対して休業損失や営業継続費用（消毒費用等）の備えが必要です。</p> <p>そのためには、一時的な給付金のみでなく、農業経営収入保険制度と同様、商工業者が安心して長期的に事業継続できるような補填の仕組みとして、新型コロナウイルス感染症のように商工業者の経営努力では避けられない収入減少全般及び感染者発生時の消毒費用等を補償対象とする補償保険制度の創設を国に働きかけていただくよう要望いたします。</p> <p>また、国による保険制度が創設された際は、事業者の保険制度加入促進のため、事業者が負担する保険料について、県において一部助成していただくよう併せて要望いたします。</p>	<p>県ではこれまで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の事業継続を支援するため、市町村と連携しての家賃補助や、感染症対策又は業態転換等の取組に要した経費に対する補助、さらには「地域企業経営支援金」の支給など、感染症の状況に応じた支援策を実施してきたところです。</p> <p>また、国に対しても、月次支援金における取引要件の撤廃と売上要件の緩和、持続化給付金や家賃支援給付金の複数回の給付など事業者支援の拡充に加え、感染症収束後においても、地域の実情や雇用情勢を踏まえた支援策を講じるよう要望してきており、事業者の事業の継続・回復を支援する事業復活支援金などの措置が講じられました。</p> <p>今後においては、これらの取組のほか、市町村や商工指導団体と連携し、中長期的な観点からコロナ後を見据えた中小企業者の経営課題解決に向けた支援に取り組んでいくこととし、補償保険制度については、全国の動向を注視していきます。</p>	盛岡広域振興局	経営企画部	B:1

7月29日	<p>14 県営(立)スポーツ施設の矢巾町への建設に関する要望について</p> <p>本町では、スポーツ基本法、第2期スポーツ基本計画及び岩手県スポーツ推進計画に基づき、令和2年11月に「矢巾町スポーツ推進計画」を策定しました。この推進計画では、町民が健康で生涯にわたってスポーツに親しみ、積極的にそれぞれの立場において参加できる体制を整備、推進するためスポーツ環境の整備等について掲げております。また、誰もが「いつでも どこでも いつまでも」スポーツができる、心身ともに健康で幸福な人生をおくるまちを目指し、平成31年1月に「スポーツのまち やはば」宣言を行っております。</p> <p>県民や町民のスポーツ環境や健康づくり環境の創設のため、県営(立)スポーツ施設の建設に関し、下記の3点について要望いたします。</p> <p>記</p> <p>○老朽化により建設が必要と聞き及んでいる県営体育館について、本町に新設いただきますよう要望いたします。</p> <p>○スポーツ医科学に基づく県民、町民の健康づくりの推進、スポーツの振興及び競技選手の競技力向上のため、岩手医科大学及び同附属病院と連携した「(仮称)多目的屋内練習施設・スポーツ健康科学センター」の本町への設置を要望いたします。</p> <p>○県営屋内温水プールは老朽化が進み、かつアクセスが不便であることから、県水泳連盟からは同施設の本町への建設について要望いただいているところです。また、県営体育館や(仮称)スポーツ健康科学センターとの相互利用の可能性も高いことも大いに考慮されることから、本町へ新設いただきますよう要望いたします。</p>	<p>○県営体育館については、令和3年2月に岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画を策定し、計画的に施設の修繕・改修を図りながら施設の長寿命化を図っていくこととしております。</p> <p>今後5年ごとに行う個別施設計画の改定に併せて、関係者の意見を聞きながら、対応方針を検討していきます。(B:1)</p> <p>○県では、これまで、スポーツ医・科学の知見に基づく県民の健康づくりや競技力向上について、県営スケート場内に体力測定や実技講習を行うスペースを確保し、測定結果に基づくトレーニングメニューの提供やスポーツ栄養、メンタル等に関する研修等を実施しているところです。</p> <p>また、トレーナー資格を持つ専門員等を青山駐在に配置するとともに、岩手県体育協会が設置しているスポーツ医・科学委員会と連携し、スポーツドクター、スポーツ栄養士、大学関係者等の協力をいただきながら、県民の健康づくりに係る講習会への講師派遣のほか、選手強化のためのトレーニング指導やいわてアスレティックトレーナーの養成など、ソフト面での様々な取組を進めており、国内外の大会における本県出身選手の活躍につながっているところです。</p> <p>当面は、現行の取組の充実・強化を図り、事業効果を高めていきながら、スポーツ健康科学センター等の施設のあり方についても検討していきます。(B:1)</p> <p>○県営屋内温水プールについても、令和3年2月に個別施設計画を策定し、計画的に施設の修繕・改修を図りながら施設の長寿命化を図っていくこととしており、5年ごとに行う個別施設計画の改定に併せて、関係者の意見を聞きながら、対応方針を検討していきます。(B:1)</p>	盛岡広域振興局	経営企画部	B:3
7月29日	<p>15 フリースクールへの支援及び統一的基準の整備に関する要望について</p> <p>フリースクールの運営主体には放課後等デイサービスや児童福祉施設等の様々な事業を行っている団体があり、経営方法もそれぞれ異なっているほか、市町村教育委員会によってフリースクールと認める判断に差があります。</p> <p>様々な理由で学校に通うことのできない児童生徒が、もう一つのチャンネルとしての需要が高まっているフリースクールに安心して通うことのできる環境を整えるためにも、フリースクールを運営する団体の安定した経営を継続できるよう、県による財政的な支援とフリースクールとして認めるための統一的な基準の整備について要望いたします。</p>	<p>県教育委員会では、今年度から、フリースクール等民間施設と合同で、不登校児童生徒の支援に係る課題を共有し、支援に向けた学校、教育委員会と民間施設との連携の在り方を確認することをねらいとした「不登校児童生徒支援連絡会議」を開催します。本会議を通して、民間施設における相談、指導の状況について情報共有を行うとともに、国の不登校児童生徒の支援に係る通知の共通理解を図っていきます。また、同通知には、指導要録上出席とする扱い等について示されており、今後も動向を注視していきながら、連携を推進していきます。(C)</p>	盛岡広域振興局	盛岡教育事務所	C:1